

福島工業高等専門学校学則

(昭和37年4月1日)

(規則第1号)

(最終改正 令和2年3月3日規則第12号)

第1章 本校の目的

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

2 本校は、前項の目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。